

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定の変更認可申請に関するヒアリング

2. 日時：令和元年11月27日（火）16：15～17：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

加藤安全審査官、榎見安全審査官、山田係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 材料試験炉部 次長 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構からの配付資料

資料1 冷却塔のがれき等の撤去の状況に応じた保安のための巡視及び点検について

資料2 大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁の加藤です。11月27日、JMTRの保安規定の変更のヒアリングですね、始めたいと思います。そうしましたら資料に基づき説明のほうをよろしく願いたいと思います。
0:00:23	それではご説明いたします原子力機構の堀です。
0:00:28	今日二つ資料をお配りしてございますけれども、まずXI点検についてという方でちょっとタイトル長いですが、冷却塔の瓦れき等の撤去、撤去の状況に応じた保安のための巡視及び点検についてと。
0:00:44	そちらのほうですね。巡視の点検我々こういうことを考えていますという御説明をした上で、もう一枚の方へ補正の現在検討してる内容ですね、そちらの御説明をしたいと思います。
0:01:06	それではご説明いたします。受注及び点検について、
0:01:10	では関連10月1日付で申請を行いました。終われ研究所の括弧北地区の原子炉施設保安規定。
0:01:19	の変更認可申請書のうち、第5編、別表第24
0:01:26	のところ原子炉停止中の本体施設等の巡視及び点検についてでございます。こちらが
0:01:34	また、瓦れき等の撤去、
0:01:36	の状況に応じた保安のための自主点検を行うというのを追加してございますけれども、そのところについて御説明いたします。まず
0:01:46	逆にかかわらずですね巡視及び点検に関する事項につきましては、同じ保安規定の第5編、これJMTR編でございますけれども、そちらの第4条第1項第3号に基づいて、
0:02:01	JMTRA運転手引きというのがございます下部規定でございます。こちらに定めまして実施をしているということでございます。下に抜粋がございまして、これが第4条でございまして、そちらの
0:02:18	第3号のところですね、そこに巡視及び点検に関する事項ということはこの運転手引きの方に
0:02:27	その止めた運転手引きを作成するということになってございまして、こちらに巡視及び点検に関する事項が定められていくと、これに従って実施しているということでございます。
0:02:40	1例といたしました巡視点検表を別添1、1枚めくっていただきまして、そちらのほうに掲載してございますけれども、これが法令報告の方ですね、こちらの第一歩に別添で
0:02:54	添付資料3としてですね、おつけしたものでございますけれども、これが巡視点検表でございましてこれに基づいてこれだけではないですが、これはちょうどAと冷却塔の点検をしているところでございましたのでパスが
0:03:12	処理1例としてですね、お持ちいたしました。
0:03:16	こちらのほうですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:19	日付を見ていただきますと、9月8日というふうになってございまして、これは日曜日、倒壊の前日でございます。
0:03:30	こちらにつきましては、本気現在の保安規定ではですね、2次冷却系統について休日等は、原子炉停止中の巡視及び点検を行わないものという内としてですね、バーと表示をしております。
0:03:45	ですが実際にはですね、自主的な保安活動として特定施設につきまして、記述等も巡視及び点検を行っているということで、こちらの巡視点検表のところの2ページ目のところですね。
0:04:00	9ポツ2次冷却系統というふうに書いてございまして、こちらで遵守点検を休日も行っていると。
0:04:08	ということでございます。これの左端の欄でいきますと6番のところですね、これが冷却塔本体になってございまして、本体と減速機の潤滑油の確認をしているとですね、その横には、
0:04:24	気がかり事象や確認事項ということで、
0:04:28	こういうのに基づいてですね、そういう観点で
0:04:32	確認をするというような形で行ってございます。
0:04:41	今回申請している保安規定の変更ではですね。
0:04:46	2次冷却系統の冷却塔については、保安規定上に定め倒壊した冷却塔の瓦れき等の撤去の状況に応じた保安のための巡視及び点検を行うこととしてございます。
0:05:02	ここですね。
0:05:04	倒壊した冷却塔の瓦れき等の撤去と言っているのですね、法令報告の第一歩の別添の8ポツでですね、今後の対応という項があるんですけども、こちらの方にも記載をしている通りですね。
0:05:19	2枚めくっていただきまして、別添2でございましてけれども、今後の対応ということで今後二次災害を防止する観点で倒壊した冷却塔の瓦れき等を安全な状態にするため撤去するとともに、
0:05:36	原因の調査結果を踏まえて必要な対策を講じると。
0:05:41	いうこの文言をですね、そのまま使ってですね、保安規定のほうにも倒壊した冷却塔の瓦れき等の撤去、
0:05:51	いう用語を使ってございます。ですから、周りに散乱してるから機器等だけではなくてですね。
0:05:58	本体倒壊した木材の本店のところですね、そこもこの撤去に含まれておりまして、それを撤去した上で
0:06:09	今度のところですね規則になるということになりますので、
0:06:14	そのまでの状態を瓦れき等撤去という表現をしております、その後、気相部のみが残った状態になった後もですね。巡視及び点検をします。
0:06:27	いうことを保安規定に定めるということを我々考えてですね、侵襲したのが、その先に申請した内容でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:38	ですけれども、こちらにつきましては、審査会合においてですね、明確にして欲しいということがございまして、我々も検討したんですけれども、それがまた次のペーパーですけれども、
0:06:53	御説明は続けて、
0:06:55	よろしいですか。はい、わかりました。
0:06:58	ということで、確かに
0:07:02	御指摘がありました通りですね、現在の倒壊した冷却塔の瓦れき等の撤去の状況に応じた方のための受注額点検ですと、対象が明確になってないと。
0:07:13	いうのは確かでございます、これは審査会合の中で、神永副所長の方からも
0:07:22	発言があったと思いますけれども、
0:07:26	2次冷却システムの冷却塔についてはという言葉を追加しますと、補正しますと、いう発言もありましたので、その通りですね。
0:07:35	2次冷却システムの冷却塔については倒壊した冷却塔の瓦れき等の撤去の状況に応じた保安のための巡視点検及び点検を行うというように変更したいと。
0:07:50	いうことでございます。
0:07:52	今日の資料の御説明は以上です。
0:07:58	規制庁カトウです。
0:08:00	何かコークス思いますか。
0:08:02	ちょっとですねごめんなさい。審査会合のコメントは何言ってそれに対してこういうふうに対応するっていう順序で説明してもらってよろしいですか。
0:08:19	原子力機構の堀です。
0:08:21	審査会合ではですね、この部分につきましては、
0:08:27	何を点検するのかとか、そういうやりとりがあったと思うんですけれども、あとどういう状況を確認していくのかと。
0:08:35	いうことだったと思うんですけれども、
0:08:39	まず倒壊した冷却塔がございまして、
0:08:43	それを安全な状態に持っていくということで本体も含めてですね、撤去するというのが先ほどご説明したように冷却塔の瓦れき等の撤去、
0:08:55	我々は考えてございますが、これ報告にもそう書いてあるということでそちらに合わせてということでございます。です。そこまでの間ですね、いろんな作業もございまして、その作業の状況に応じた
0:09:10	安全の確認ということで、住所及び点検を行っていきますということと、この撤去自体はですね、先ほどご説明したように、基礎部。
0:09:23	のところだけですね、残して安全な状態になるということになりますので、その規則のみになった状態でもそこは冷却塔の一部でございますので、そこに今後ですね、異常がないかという受注及び点検で確認していくと。
0:09:42	いうことでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:46	規制庁のカトウです。すいませんコメントはまず何言ったと考えてますかっていうところで、まず、コメントはこうありました。これに対しては、これがありました。これに対して法っていう形でちょっと説明してもらってよろしいですか。
0:10:48	はい、もたせしました。原子力機構の堀でございます。
0:10:53	えっとですね、こちらの巡視及び点検のところであったコメント。
0:10:59	ということですがけれども、
0:11:04	瓦れきの撤去状況に応じた点検とどの程度の段階分けを検討しておりその段階ごとの実施及び点検についてどのような内容を想定しているのかと。
0:11:14	いご質問がありましてそれにつきまして
0:11:19	これは
0:11:21	基礎部が残るまでのところを想定して確認していきますという話をしてございまして、それらの巡視及び点検につきましては、下部規程で定めますと、
0:11:32	で下部規程と言っているのは、まさにこの保安規定で
0:11:39	定めている手引きの方にですね巡視及び点検に関する事項というのがございましてのでそちらを記載しますと、
0:11:46	いうことでございます。
0:11:50	コメントとしてありましたので、その二次冷却塔の大きな段階としてその現状とこれ撤去直後からの状態だと思います。
0:12:01	それから解体撤去する段階で基礎部のみが残る段階ということですがけれども、状況、状態ごとに研究を定めるのかということその辺を考えています。
0:12:13	いうことをお答えしてございます。
0:12:17	それから申請書だと詳細が見えないので明確にする必要があるということでございまして、
0:12:28	その詳細につきましてはここに、の状態に応じた典型を下部規定に定めて実施すると。
0:12:34	お答えしてございます。
0:12:38	どうぞ。
0:12:40	瓦れきの撤去完了時から基礎部のみになった場合においても点検を実施するのかということ実施しますと、
0:12:48	異常がないかということを実施しますということで、
0:12:54	それから、休日に急に注釈をつけているか、
0:13:02	休日についても今後実施するの。
0:13:06	するために注釈をつけるのかということございましてけれども、これは休日等がバーになってございまして保安規定上は行わないとなっているんですけども、実際は、
0:13:21	できる部分につきましては行っていますと、
0:13:25	いうことでその部分がですね、
0:13:29	今回の保安規定では、保安規定に定める実施及び点検として、明確に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:37	保安規定に書き込んでですねきちんと対応していくことを応用するという ことを答えて、それで注釈の部分等に右冷却塔についてはという記載を追記 することを検討したいということをお答えしてございます。
0:13:54	あとは原因究明の状況。
0:13:58	等の説明をしてございます。UCL系統のお話もございました。
0:14:04	ちょっと住職点検に関するところでは、以上。
0:14:09	規制庁の加藤です。それはわかっているんですけど、審査会合のやりとりの中 で何々のコメントが残っていて、そのコメントに対する回答がここの部分という 形にしないと何を言った必要なのかよくわからないっていうのは私の趣旨なん ですね。
0:14:28	ですので、一番私の中でストーリーを描くと、例えばだから各段階というもの は、下部規定に定めるっていう形になっているんですけど、下部規定にはどこ からどこまでの形でどういう遵守をやるのか。
0:14:44	それとあとその中でも定めている中で、この休日の話もあったときに対しては、 これはもうここで書いている内容をかみくだくと倒壊から休日やっているんじや なくて、それ以前からも休日やっています。
0:15:04	それで、ちょっと2パラのところ私よくわからないんですけど、サンプルでじゃ、 いつまでの段階まで重症やるんだっていうコメントに対して、一つが残った後も やりますっていうところなんですよ。ちょっとあの方、コメントが残ったものをき ちんと羅列していただいて、
0:15:21	それでそれに対する回答はこれだっていうふうに説明しないとなんていうんでき かね。
0:15:28	降灰から変えるものなのか。
0:15:32	それとも、これまでやっていたものなのかそこが少し明瞭じゃないなっていうふ うに感じた次第です。
0:15:48	原子力機構の堀です。
0:15:51	おっしゃることは理解いたしました。ちょっとコメントに対する
0:15:58	部分では確かにちょっと今日の御説明の資料ではわかりづらいという内容は入 れてきたつもりでございますけれども、
0:16:06	それは今後とも思います。ただ、審査会合の中でですね。
0:16:12	一番我々としてコメント残ったコメント等を考えているのは、とにかくやり方とか ですね状況に応じて変更していくのは、下部規定できちんと定めてそれをやっ ていきますというのは変わりませんので、
0:16:29	そうで、それは下部規定に定めることも、もうすでに
0:16:34	保安規定に定められたもので、それに従ってやっていくということでございます ので、今回のこの対象のところがございますね、
0:16:44	その状況に応じて何を点検していくのかということが確かに明確ではなかった ということで、そこを明確にするために冷却等についてというのを加えるというこ とと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:00	点検のですね、どこまでやるのかっていうのにつきましては、今日の最後のところに書いてありますように冷却塔としてはですね、ほとんど撤去はいたしますけれども、基礎部が残るといことで基礎部の状態のところを巡視点検をして、
0:17:17	当然この後ですね、廃止措置の段階に入ったときは、気相部のところも解体の対象になると思いますので、そのときはまた別のフレーズの話とは思いますが、
0:17:32	きちんと冷却として基礎部が残ってございますので、そこを点検していくということを、休日も含めてですね、保安規定できちんと定めてそれに基づいた点検をしていくということで、
0:17:54	議長の加藤です。1パラサンプル大型の試験にパイルオーバーISか審査会合のコメントで何が何の対象何か対象なのかっていうコメントがあったので2パラを入れてるってそういう理解ですか。
0:18:18	その部分ですね、一つは休日の実際実際というかですね、我々自主的には今までもこうなっていましたと。
0:18:29	はい。
0:18:31	はい。
0:18:36	ここですか。
0:18:38	本当に
0:18:42	いや、ここはすいません。
0:18:44	この部分はですね、
0:18:48	ただし、申請をしたっていうこと多分書いてるだけで特にコメントのためのことを書いてるんだろうという。はい、そうですね、コメントに対して、
0:19:01	そういうことになります。
0:23:59	規制庁の加藤ですわかりました。それでもう一つの紙で補正しますっていうのと、こういうところを明確にしますっていうことなんですけど、やっぱりね、家率の撤去状況に応じた妥当ものすごくわかりづらいんです。
0:24:14	せめて現状を変えたい。そう。
0:24:20	3段階を考えているっていう趣旨は盛り込めますか。
0:24:27	見込めないのであれば盛り込めない理由ってありますか。
0:24:42	はい、原子力機構、堀です。
0:24:45	今の御質問に対しましては、
0:24:49	申請したものはですね、法令報告を受けた用語をできる限り使おうということで、意識いたしましてこちらの用語を使いました。
0:25:01	ですから、今おっしゃったように、現状それから解体撤去の後というふうに分けて書くということはできます。
0:25:16	いただき、
0:47:43	はい。
0:47:44	規制庁の加藤です。他に何かございますか。
0:47:50	よろしいです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:53	大丈夫ですか。
0:47:57	原子力機構ホリです今日いただいたコメントですね、そちらのほうを整理して御説明を出すようにいたします。
0:48:05	よろしく申し上げます。
0:48:09	はい。それではJMTRの保安規定のヒアリング、これにて終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。